

食育推進庁内関係部長・課長会議設置要綱

(設置)

第1条 近年，健康志向や食の安全安心に対する関心が高まる一方で，子どもたちの食生活は，家庭で食卓を囲む機会が減少し，偏食や欠食，更に外食への依存の増加など大きく変化し，社会問題となっている。また，食育基本法（平成17年法律第63号）および北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）の施行など，学校や家庭，地域における食育の取組はますます重要となっている。こうした状況を踏まえ，より効果的な食育を推進していくため，食育に係る部で構成する食育推進庁内関係部長・課長会議（以下「関係会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 関係会議は，次に掲げる事項について検討する。

- (1) 施策の総合的な企画および調整に関すること。
- (2) 食育に係る調査および情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 関係会議は，別表に掲げる部および課をもって組織する。

(座長)

第4条 関係会議の座長は，部長会議にあつては保健福祉部長が，課長会議にあつては保健福祉部健康増進課長が務める。

(会議)

第5条 関係会議の会議は，座長が招集し，その議長となる。

(庶務)

第6条 関係会議の庶務は，保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，関係会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は，平成29年1月20日から施行する。

別表（第3条関係）

食育推進庁内関係部長・課長会議構成組織

部長会議	課長会議
子ども未来部	子どもサービス課
	次世代育成課
	母子保健課
環境部	環境推進課
農林水産部	企画調整課
	農務課
教育委員会生涯学習部	生涯学習文化課
教育委員会学校教育部	教育指導課
	保健給食課
保健福祉部	保健所生活衛生課
	健康増進課